

年管発 0810 第 1 号
平成 29 年 8 月 10 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正について

国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）別表並びに厚生年金保険法施行令（昭和 29 年政令第 110 号）別表第 1 及び別表第 2 に規定する障害の程度の認定については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の改正について」（平成 14 年 3 月 15 日庁保発第 12 号）により取り扱っているところであるが、このうち、身体の同一部位に新たに障害が加わった場合の障害の程度の認定（以下「差引認定」という。）について、現行の障害年金制度が実施された昭和 61 年度以降の認定事例を分析したところ、一部の事例において、差引認定後に支給される障害年金の等級が、現在の障害の状態に相当する等級よりも低い等級になることが確認された。

この結果を踏まえ、過去の認定事例に当てはめたときに、原則として差引認定後に見込まれる支給年金の等級と、現在の障害の状態に相当する等級が同じ等級となるよう、専門家の意見を踏まえ、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」の一部を別紙のとおり改正し、平成 29 年 9 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）により従前の例によることとされた同法の規定による改正前の国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の規定に基づく障害給付に係る障害の程度の認定については、それぞれ「国民年金障害等級認定基準」（昭和 54 年 11 月 1 日庁保発第 31 号）及び「国民年金において併合認定を行う場合の後発障害認定基準」（昭和 54 年 11 月 1 日庁保発第 32 号）並びに「厚生年金保険の障害認定要領」（昭和 52 年 7 月 15 日庁保発第 20 号）により取り扱うものであるので、留意されたい。

また、本改正においては、診断書様式の変更を要しないことを申し添える。

◎ 国民年金・厚生年金保険障害認定基準（第2章／第4節／差引認定基準）新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行																
<p>第3 障害認定に当たっての基準</p> <p>第2章 併合等認定基準</p> <p>第1節／基本的事項</p> <p>2つ以上の障害がある場合の障害の程度の認定は、次による。</p> <p>1 併合（加重）認定（略）</p> <p>2 総合認定（略）</p> <p>3 差引認定</p> <p>(1) 障害認定の対象とならない障害（以下「前発障害」という。）と同一部位に新たな障害（以下「後発障害」という。）が加わった場合は、現在の障害の程度（複数の障害が混在している状態）から前発障害の障害の程度を差し引いて、<u>後発障害の障害の程度を認定する。</u></p> <p>(2) 及び (3)（略）</p> <p>第2節／併合（加重）認定（略）</p> <p>第3節／総合認定（略）</p> <p>第4節／差引認定</p> <p>1 から 3（略）</p> <p>[認定例1]（略）</p> <p>[認定例2]</p> <p><u>先天性の脳性麻痺により、両下肢に機能障害がある者が、厚生年金保険に加入後、事故が原因の脊髄損傷により両下肢の機能を完全に廃した場合</u></p> <p><u>併合判定参考表によれば、次のとおりである。</u></p> <table border="1" data-bbox="137 1220 791 1736"> <thead> <tr> <th></th> <th>障害の状態</th> <th>併合判定参考表</th> <th>活動能力減退率 前発障害差引 活動能力減退率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現在の障害</td> <td><u>両下肢の用を全く廃した</u>もの</td> <td>1号-6</td> <td>134%</td> </tr> <tr> <td>前発障害</td> <td>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度<u>のもの</u></td> <td>4号-7</td> <td>63%</td> </tr> <tr> <td>後発障害</td> <td><u>両下肢の用を全く廃した</u>もの</td> <td>1号-6</td> <td>134%</td> </tr> </tbody> </table> <p>1により差引認定すると、<u>差引残存率は134%－63%＝71%となり、差引結果認定表により認定すれば、後発障害は2級となるが、後発障害の障害の状態は、前発障害の影響を受けることなく生じたものであると判断でき、その状態が併合判定参考表の1号－6に明示されていることから、その活動能力減退率（134%）は差引残存率より大であるため、後発障害の活動能力減退率により国年令別表の1級と認定する。</u></p>		障害の状態	併合判定参考表	活動能力減退率 前発障害差引 活動能力減退率	現在の障害	<u>両下肢の用を全く廃した</u> もの	1号-6	134%	前発障害	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度 <u>のもの</u>	4号-7	63%	後発障害	<u>両下肢の用を全く廃した</u> もの	1号-6	134%	<p>第3 障害認定に当たっての基準</p> <p>第2章 併合等認定基準</p> <p>第1節／基本的事項</p> <p>2つ以上の障害がある場合の障害の程度の認定は、次による。</p> <p>1 併合（加重）認定（略）</p> <p>2 総合認定（略）</p> <p>3 差引認定</p> <p>(1) 障害認定の対象とならない障害（以下「前発障害」という。）と同一部位に新たな障害（以下「後発障害」という。）が加わった場合は、現在の障害の程度から前発障害の障害の程度を差し引いて認定する。</p> <p>(2) 及び (3)（略）</p> <p>第2節／併合（加重）認定（略）</p> <p>第3節／総合認定（略）</p> <p>第4節／差引認定</p> <p>1 から 3（略）</p> <p>[認定例]（略）</p>
	障害の状態	併合判定参考表	活動能力減退率 前発障害差引 活動能力減退率														
現在の障害	<u>両下肢の用を全く廃した</u> もの	1号-6	134%														
前発障害	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度 <u>のもの</u>	4号-7	63%														
後発障害	<u>両下肢の用を全く廃した</u> もの	1号-6	134%														

第4節／差引認定

別表1 併合判定参考表 (略)

別表2 併合(加重)認定表 (略)

別表3 現在の活動能力減退率及び前発障害の活動能力減退率
(略)

別表4 差引結果認定表

差引残存率	後発障害の程度
100%	国年令別表 1級9号・11号
99%～70%	国年令別表 2級15号・17号
69%～42% (治ったもの)	厚年令別表第1 3級12号
69%～24% (治らないもの)	厚年令別表第1 3級14号
41%～24% (治ったもの)	厚年令別表第2 21号

注1 差引結果認定表による後発障害の程度が、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じた、第3欄に掲げる後発障害の程度と異なる場合は、後発障害の程度は同表の第3欄に掲げる等級とする。

第1欄 現在の障害の状態 併合判定参考表 (別表1)	第2欄 前発障害の状態 併合判定参考表 (別表1)	第3欄 後発障害の程度
1号	6号～13号	国年令別表 1級9号・11号
2号～4号	7号～13号	国年令別表 2級15号・17号
5号～7号	8号～13号	厚年令別表第1 3級12号

注2 同一部位に複数の障害が併存する場合の併合(加重)認定は、併合(加重)認定表を準用して認定する。

第4節／差引認定

別表1 併合判定参考表 (略)

別表2 併合(加重)認定表 (略)

別表3 現在の活動能力減退率及び前発障害の活動能力減退率
(略)

別表4 差引結果認定表

差引残存率	障害の程度
112%	国年令別表 1級9号・11号
111%～76%	国年令別表 2級15号・17号
75%～51% (治ったもの)	厚年令別表第1 3級12号
75%～24% (治らないもの)	厚年令別表第1 3級14号
50%～24% (治ったもの)	厚年令別表第2 21号